

生涯学習

親子体操とお正月工作をして遊ぼう

とき 平成28年1月30日(土)午前10時～11時30分
ところ 中郷文化プラザ多目的ホール
内容 体を使った親子遊び、簡単な工作
対象 歩ける幼児～未就園児と保護者
定員・費用 30組・200円※応募多数時は抽選
講師 篠秀夫さん(親子遊び研究者・表現教育研究者)
持ち物 はさみ、クレヨン、上履き(持っている人)
申込み 12月25日(金)午後4時までに直接(官製はがき持参)、または往復はがきで親子の氏名、住所、電話番号を記入し、中郷公民館(〒411-0816梅名353-1)、または電子メールでみしまプレイセンター(☒mishima_kapla@yahoo.co.jp)へ。
問合せ 中郷公民館(☎982-5100)



親子で作ろうアロマせっけん講座

とき 平成28年1月24日(日)午前10時～11時30分
ところ 生涯学習センター5階美術室
対象 市内在住の小学生と保護者
定員 10組※応募多数時は抽選
講師 星屋敬子さん(アロマセラピーインストラクター)
費用・持ち物 1人500円・エプロン
申込み 12月23日(水・祝)(必着)までに生涯学習課に備え付けの申込用紙に記入または、はがきに郵便番号、住所、親子の氏名、子どもの学年、性別、電話番号、「アロマ講座受講希望」と記入し、生涯学習課(〒411-0035大宮町1-8-38)へ。
問合せ 生涯学習課(☎983-0881)



児童センターのハッピークリスマス会

とき 12月19日(土)午前10時～正午
ところ 生涯学習センター2階児童センター
内容 三島少年少女合唱隊、ミュージシャンショーなど
対象 どなたでも※小学生未満は保護者同伴
持ち物 靴を入れる袋※申し込み不要、無料
問合せ 児童センター(☎983-0890)

第3回 全市一斉あいさつ運動

12月15日(火)にあいさつ運動を実施します。家庭や、散歩などで会った人などにあいさつをしましょう。
問合せ 生涯学習課(☎983-0883)

二次元コード記載記事は、電子申請可。市ホームページから「電子申請」と検索してください。

すてきなおかしやさん わくわくバレンタインのおかし作り

とき 平成28年1月24日(日)午後1時30分～4時
ところ 生涯学習センター5階料理講習室
対象 市内在住の小学生25人※応募多数時は抽選
費用 500円
申込み 12月15日(火)(必着)までに、はがきに氏名(ふりがな)、郵便番号、住所、電話番号、学校名、学年、性別を記入し、生涯学習課児童センター事業「すてきなおかしやさん」係(〒411-0035大宮町1-8-38)へ郵送または直接児童センターへ。
問合せ 児童センター(☎983-0890)

人生に役立つ! 声の活用術

とき 12月19日(土)午後2時～4時
ところ 生涯学習センター5階第4研修室
内容 声の出し方、使い方をコミュニケーションに生かす方法を学ぶ※無料
対象 市内在住、在勤の18～35歳くらいの独身の人
申込み・問合せ 12月15日(火)までに、電話または電子メールで、氏名、住所、電話番号、生年月日、職業を生涯学習課(☎983-0883、☒syougai@city.mishima.shizuoka.jp)へ。



初心者のためのクライミング講座

とき 12月20日(日)午後6時～8時
ところ SWEN三島店(清水町伏見)
対象 市内在住、在勤の18～35歳くらいの独身の人
定員 15人※応募多数時は抽選、無料
申込み・問合せ 12月11日(金)までに、電話または電子メールで、氏名、住所、電話番号、生年月日、職業、道具のレンタルの有無を生涯学習課(☎983-0883、☒syougai@city.mishima.shizuoka.jp)へ。



星を観る会

とき 平成28年1月9日(土)午後6時～8時
ところ 箱根の里※天候により内容が変更になります。
内容 天体望遠鏡を使っての天体観測など
定員 50人※中学生以下は保護者同伴、無料
申込み・問合せ 前日までに箱根の里(☎985-2131)へ。

キャンドルナイトX'masコンサート ～心温まる歌のプレゼント～

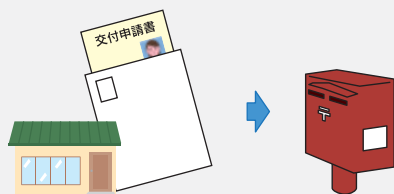
クリスマスソングから洋楽・邦楽、誰もが知っているカバー曲の数々を2人のボーカルがアコースティックなサウンドにのせて歌います。

とき 12月19日(土)開場午後6時、開演午後6時30分
ところ 北上文化プラザ多目的ホール※入場無料
曲目 サンタが街にやってくる、クリスマスイブ、真っ赤な太陽、ブルーシャッター、レットイットゴーなど
出演 Maia With Hiro
問合せ 北上公民館 (☎987-5950)

～マイナンバーの顔写真入りICカード（プラスチック製）の発行を希望する人は、申請が必要です～ 『個人番号カード』の交付までの流れ

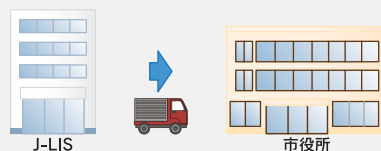
『個人番号カード』（プラスチック製のICカード）の申請から受け取りまでの手続きについて、概要をお知らせします。（詳細は11月中旬以降、順次お届けしているマイナンバーの通知をご覧ください。）

①申請



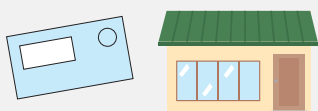
「交付申請書（個人番号カード交付申請書）」を記入、顔写真を貼り同封の返信用封筒でポストに投函
※J-LIS（地方公共団体情報システム機構）宛て

②カード作成、納品、検品



申請に基づきJ-LISが『個人番号カード』を作成して市役所に納品。市役所で検品などの交付準備作業を実施

③案内



市役所が申請した人に「交付通知書（案内）」を郵送
※この「交付通知書（案内）」の送付は、平成28年1月以降、順次行います。申請した人が多いときは時間がかかる場合があります。

④予約、受け取り



受け取り日時を電話予約のうえ、「交付通知書（案内）」、「通知カード」、本人確認書類などを窓口にお持ちください。本人確認、暗証番号の設定などの手続き後、『個人番号カード』を交付します。

「通知カード」の作成基準日

「通知カード」（マイナンバーが記載された紙のカード）は、10月5日(月)時点の住民登録に基づき作成しています。（通知カードが届いていない場合は、お問い合わせください。）

※基準日以降に住所や氏名を変更した人は、通知カードと一緒に届く「交付申請書（個人番号カード交付申請書）」は使えません。市民課窓口で新しい申請用紙をお渡しします。その際「通知カード」も持参してください。

事業者の皆さんは準備をお願いします

平成28年1月以降、事業者は給与所得の源泉徴収票の作成、社会保険の事務手続きなどでマイナンバーを取り扱います。個人情報の漏えいや紛失を防ぐために必要な対応ができるよう準備してください。
※マイナンバーの取り扱いには、特定個人情報保護委員会が作成したガイドラインを踏まえた対応が必要です。

問合せ マイナンバーカード専用電話 (☎971-0178)、市民課 (☎983-2602)